

2 法律等の認知について

(1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の認知度

平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」)について、「法律の成立も、その内容も知っている」人(20.9%)は2割で、過半数が「法律の成立は知っているが、内容はよく知らない」(52.7%)と答えている。

男女別にみると、DV防止法の認知度には差がみられない。(図2-1-1)

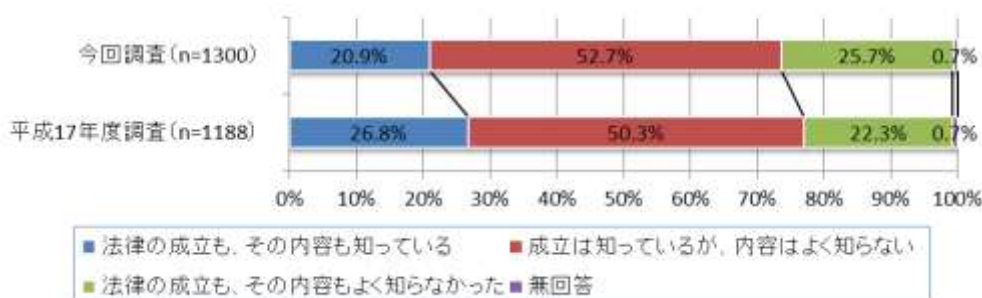
問2 平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が成立しました。この法律では、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護をはかることとなっています。あなたはこのことを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

図2-1-1 DV防止法の認知度



	法律の成立も、その内容も知っている	法律の成立は知っているが、内容はよく知らない	法律の成立もその内容もよく知らなかった	無回答
総計 (n=1,300)	272	685	334	9
女性 (n=786)	155	419	205	7
男性 (n=514)	117	266	129	2

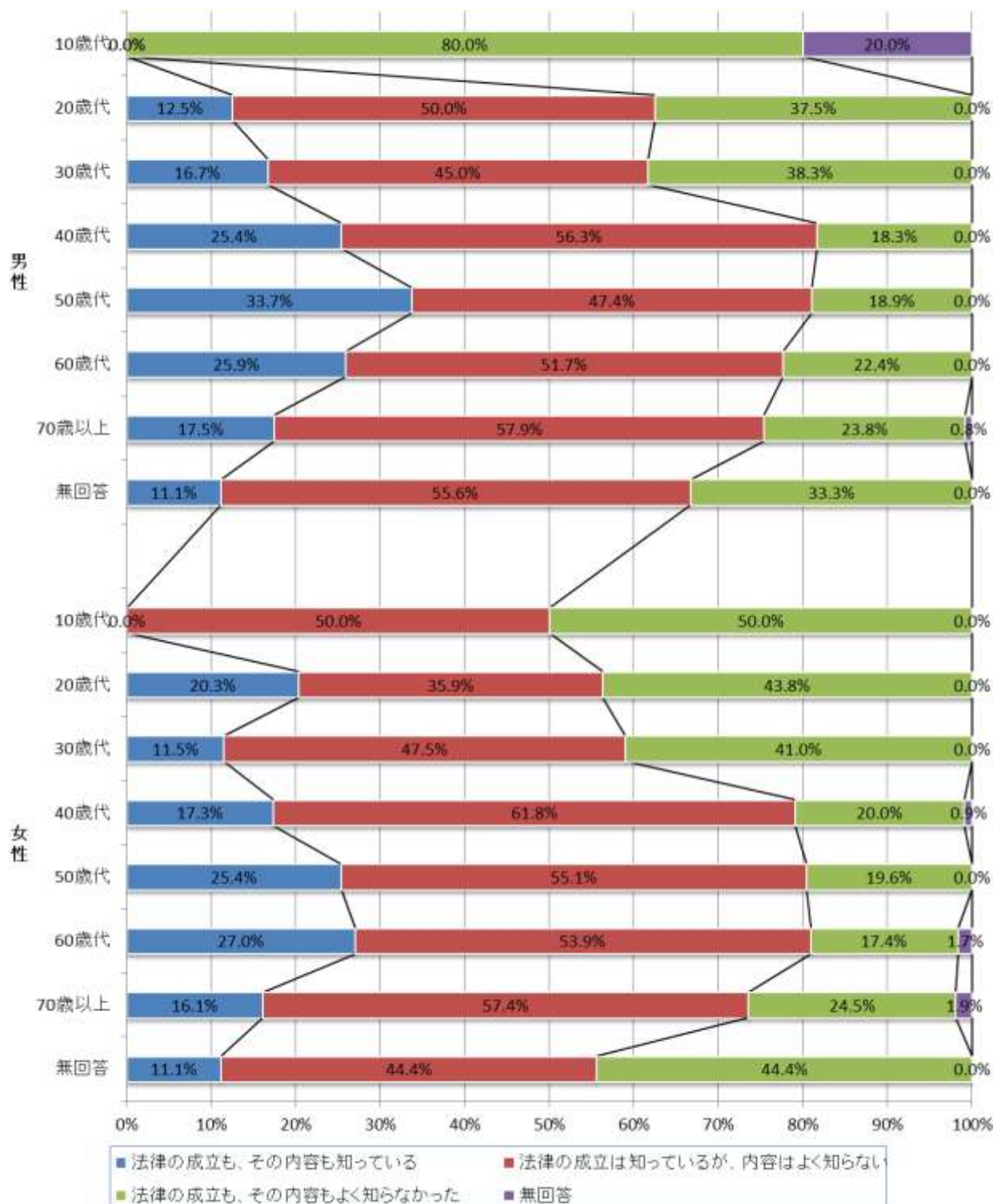
【参考】時系列比較 DV防止法の認知度



性・年代別にみると、「法律の成立も、その内容も知っている」人は、男性では、50歳代(33.7%)が最も多く、次いで60歳代(25.9%)となっている。女性では、60歳代(27.0%)が最も多く、50歳代(25.4%)が続く。

一方、「法律の成立も、その内容もよく知らなかった」人は、男女とも10～30歳代に4割近くまたはそれ以上の割合となっている。(図2-1-2)

図2-1-2 DV防止法の認知度(性・年代別)



(2) 「静岡市男女共同参画推進条例」の認知度

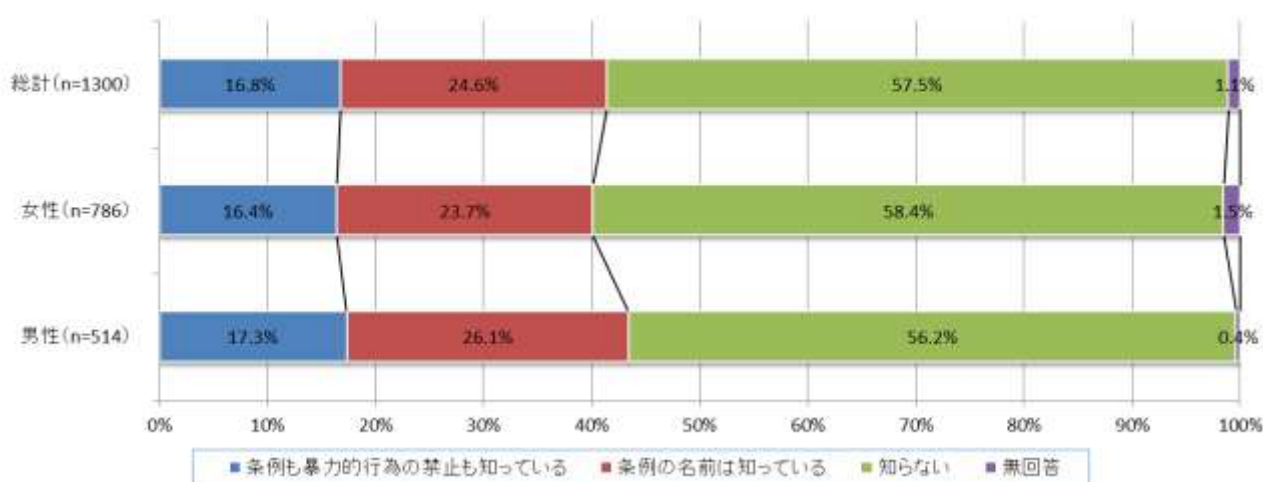
「静岡市男女共同参画推進条例」において、男女間における暴力行為の禁止を定めていることについて、「条例も暴力的行為の禁止も知っている」人(16.8%)が2割弱、「条例の名前は知っている」人(24.6%)が2割強となっている。

また、「知らない」人(57.5%)は、全体の6割弱を占める。

男女別にみると、認知度について著しい差は特にみられない。(図2-2-1)

問3 平成15年4月に施行された「静岡市男女共同参画推進条例」のなかで、「男女間における暴力的行為の禁止」を定めています。あなたはこのことを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

図2-2-1 条例の認知度



(人)

	条例も暴力的行為の禁止も知っている	条例の名前は知っている	知らない	無回答
総計 (n=1,300)	218	320	748	14
女性 (n=786)	129	186	459	12
男性 (n=514)	89	134	289	2

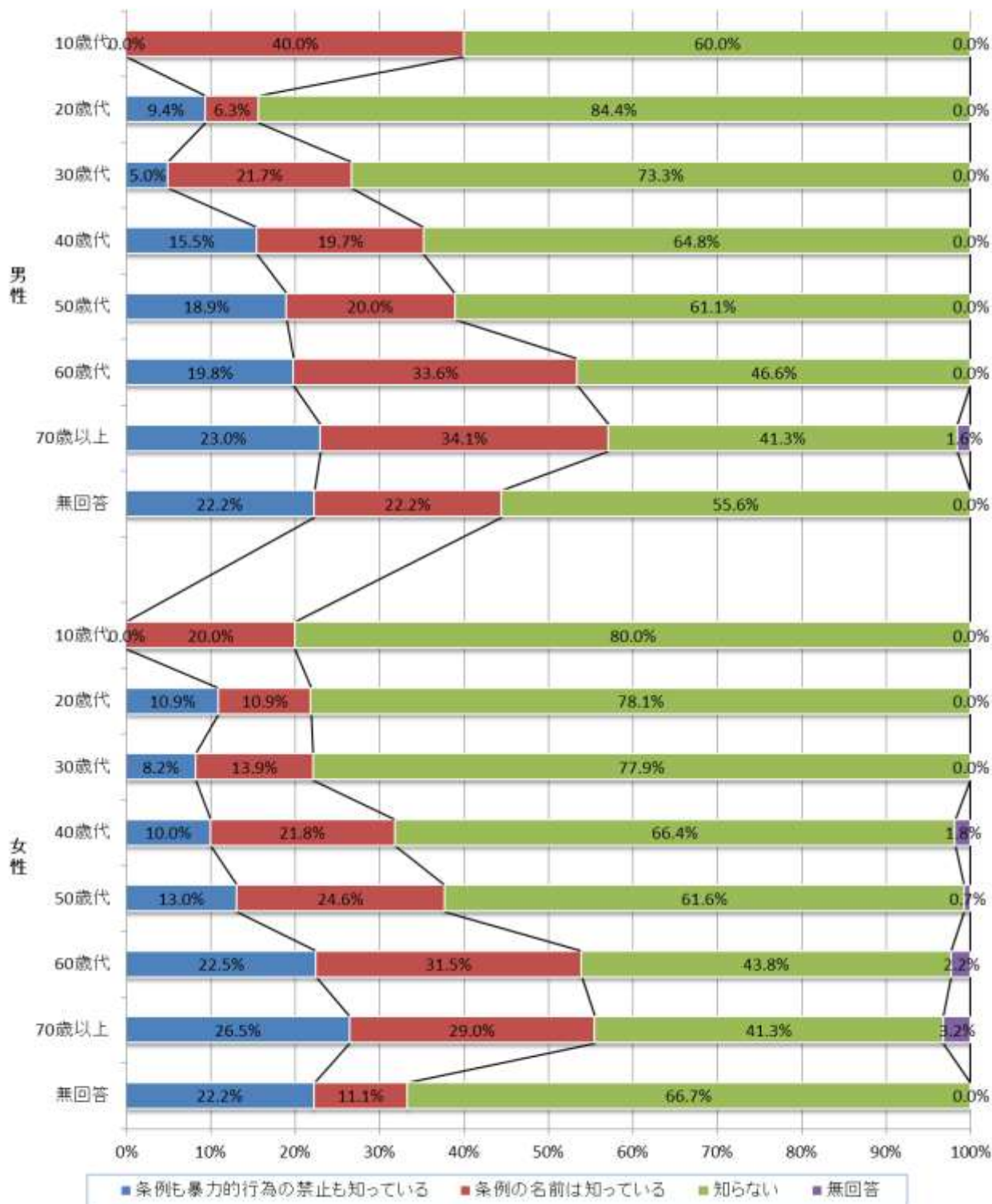
【参考】時系列比較 条例の認知度



性・年代別にみると、「条例も暴力的行為の禁止も知っている」人は、男性では、70歳以上(23.0%)が、女性でも70歳以上(26.5%)が最も多くなっている。

一方、条例も暴力的行為の禁止も「知らない」人は、男性では20歳代(84.4%)、女性では10歳代(80.0%)を筆頭に、男女とも10～30歳代に多くなっている。(図2-2-2)

図2-2-2 条例の認知度(性・年代別)



(3) 配偶者からの暴力に関する相談窓口の認知度

配偶者からの暴力に関する相談先について知っているところは、「警察」(80.5%)が最も多く、次いで市役所(52.3%)、民間機関(29.3%)となっている。(図 2-3)

問 4 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。次の中から、知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

図2-3 相談窓口の認知度(複数回答)

